

○国土交通省告示第千百三十五号

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条の三第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める使用料の額を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

国土交通大臣 太田 昭宏

港湾法施行規則第十五条の三第三項の国土交通大臣が定める額は、次に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 重要国際埠頭施設の管理者が負担する使用料の年額 次に掲げる額（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）の合計額

イ 当該重要国際埠頭施設一施設につき五十万円

ロ 当該重要国際埠頭施設に設置されている照合機一台につき十万円（そのうち十台までは、一台につき二十五万円）

ハ 国土交通大臣が当該重要国際埠頭施設に新たに照合機器を設置した場合にあつては、当該設置に要した費用の額に三分の二を乗じて得た額

二 個人識別情報の照合を受ける者が個人識別情報を港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第六項第三号の電子計算機に記録する際に支払う使用料 千八百円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額

附 則

この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。